

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水(津波):ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、当会が立地する観光拠点である大佐井地域において、2mの浸水が予想されている。また、商業地区の50%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、山間の磯谷・長後・福浦・牛滝各地域一帯は急傾斜地の特別警戒区域に指定されており、地すべりや土石流災害等が生じる恐れが大きいエリアとなっているが、商工業者全体の10%が各地に点在している。

(地震・津波による被害想定)

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の地震・津波被害想定調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸直下型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きかつ広域的に被害が発生するものと予想されており、当村では最大震度6弱の地震による被害が想定されている。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

細部は、別添1資料【想定地震と被害予測】(佐井村地域防災計画(地震・津波災害対策編)第1章第9節より抜粋)を参照

(感染症)

新型インフルエンザや新型ウイルス感染症は数十年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、全国的かつ急速なまん延により、村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 110 企業

・小規模事業者数 100 企業

〈内訳〉

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	21	21	村内に広く分散している
	製造・小売業	36	35	村の中心部に多い
	飲食・宿泊業	16	15	村の中心部と福浦地域に多い
	サービス他	37	29	村内に広く分散している

(3)これまでの取り組み

①佐井村の取り組み

- ・佐井村地域防災計画の策定、住民避難訓練、村職員の防災机上訓練の実施
- ・佐井村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災備蓄倉庫の設置及び備蓄

②佐井村商工会の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・佐井村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・マスク、消毒液、ペーパータオル等の衛生品の備蓄

II 課題

当会の現状は、自然災害等による緊急時の取り組みについて漠然とした記載にとどまり、具体的な体制や行動のマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時に対応するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の経営指導員等職員が不足しているなどの、課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや財務面の対策として各種保険(生命保険、損害保険等)の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・村内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後に速やかな応急復興支援が行えるように、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力効果支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・本計画と当村地域防災計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるように、県の指導を仰ぎながら「協定書」を整備し締結する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導の巡回時にハザードマップ等を使いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・村の広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について必要に応じ指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家による普及啓発セミナーの開催又は紹介、行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、事務所内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度中に事業継続計画の作成を予定。

3) 関係団体との連携

- ・青森県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険(株)に専門家の派遣依頼をして、村内商工業者等を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しにくいことから、財務面の対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼及びセミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等の策定状況の確認
- ・(仮称)佐井村事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当村)を設立し、状況確認や改善点等について検討及び協議をする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当村と連絡手段の確認等を行う。
- ・訓練の結果を踏まえて、本計画の見直し等の参考とする。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

<2. 発災後の対策>

・当村の地域防災計画では、自然災害等発生時には、災害の拡大を防止するために実施すべき応急措置等を定めている。特に発災当初の72時間は、救命、救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

・自然災害等の発生時には人命が第一であることから、下記の手順で関係機関へ連絡し連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否や業務従事の可否を確認し報告を行う。
- ・大まかな被害状況(家屋被害・道路状況等)等を確認したうえで当会と当村で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐井村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた、地区内事業者へ支援を行うため応急対策の方針を決める。
- ・地区内事業者の大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有することを原則とする。
- ・職員の多数が被災する等により応急対策に支障がある場合の役割分担等については、その都度協議して決定する。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること

イ 災害時における物価安定についての協力に関すること

ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れないもしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・特に目立った被害の情報がない。

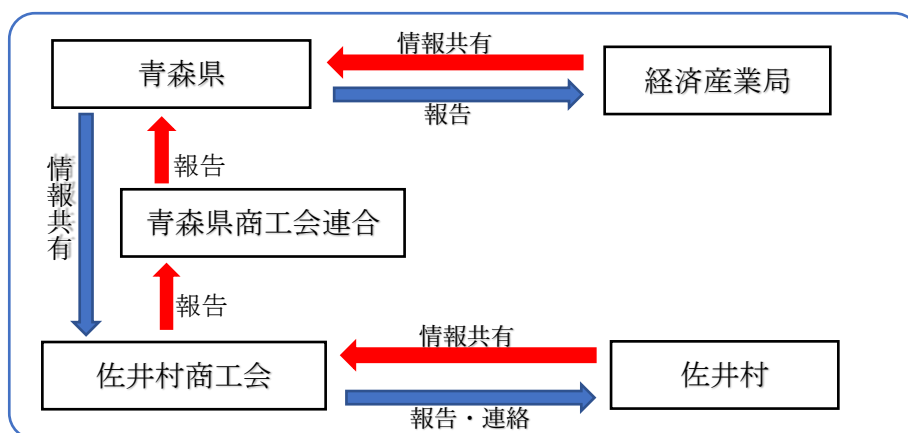
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後からの期間	共有する頻度
発災後～1週間	1日に3回(9時・13時・17時)共有する。
1週間～2週間	1日に2回(9時・15時)共有する。
2週間～1ヵ月	1日に1回(13時)共有する。
1ヵ月以降	変更等があった都度共有する。

・当村で取りまとめた「佐井村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被害地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当村が共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。なお、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・感染症流行の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当村より青森県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当村と相談し対応する。また、国・県が実施する支援施策に従い、依頼があった場合は特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。(佐井村商工会館)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県・当村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県及び青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

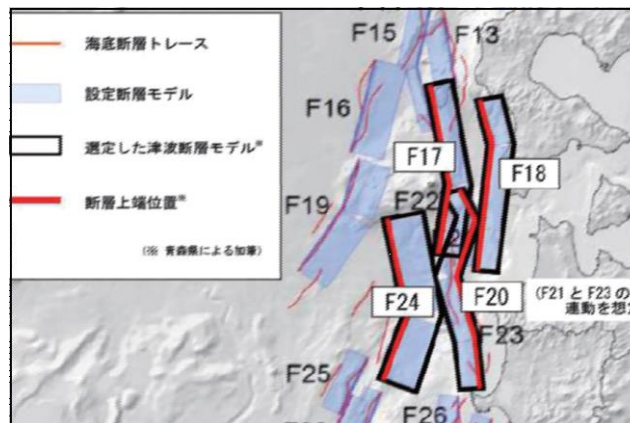
地震津波による被害想定(佐井村地域防災計画第1章第9節抜粋)

1 想定地震

■ 平成 24・25 年度調査被害想定



■ 平成 27 年度調査被害想定



2 想定地震の概要

(1) 想定太平洋側海溝型地震

1968年の十勝沖地震(M7.9)と2011年の東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定した。おおむね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw9.0と想定される。

(2) 想定日本海側海溝型地震

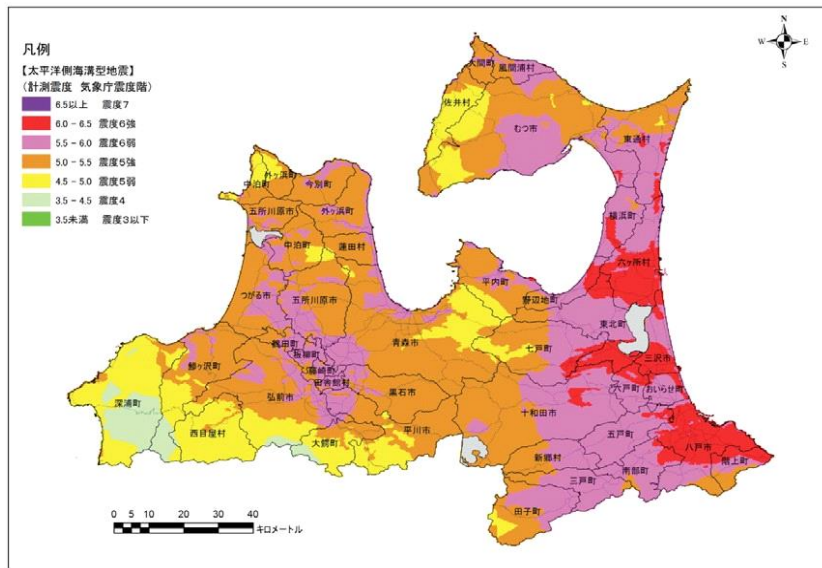
1983年の日本海中部地震(M7.7)の震源モデル及びその最大余震の震源モデルを考慮して震源モデルを設定した。おおむね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw7.9と想定される。

(3) 想定内陸直下型地震

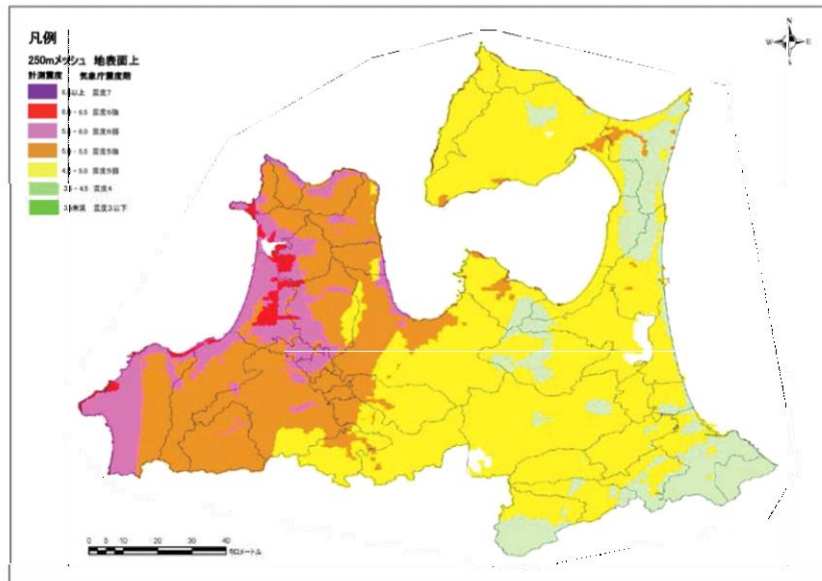
「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究所(2009))」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定した。おおむね数千年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw6.7と想定される。

3 想定地震ごとの震度分布図

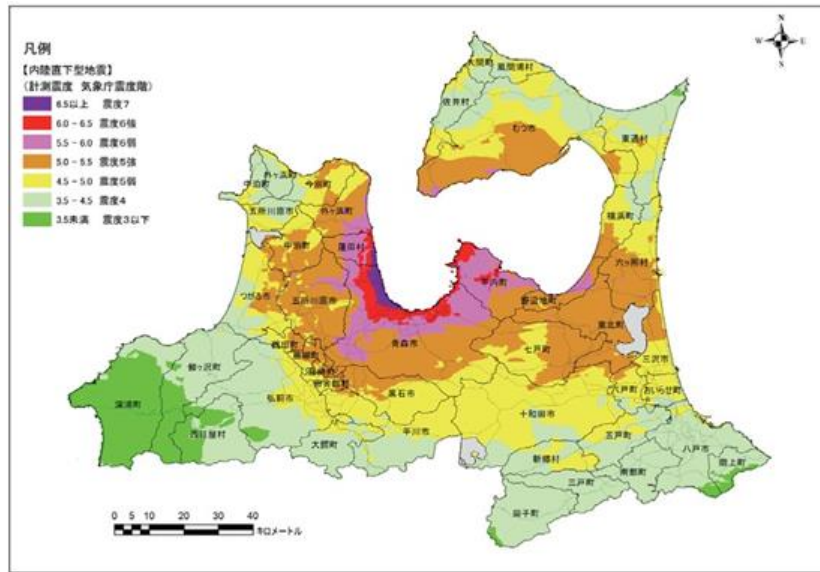
■ 震度分布図(太平洋側海溝型地震)[平成 24・25 年度調査]



■ 震度分布図(日本海側海溝型地震)[平成 27 年度調査]



■ 震度分布図(内陸直下型地震)[平成 24・25 年度調査]



4 各種被害予測

県の算定する被害予測における本村の震度は、最大で震度6弱と推定されており、その他の被害予測は次のとおりである。

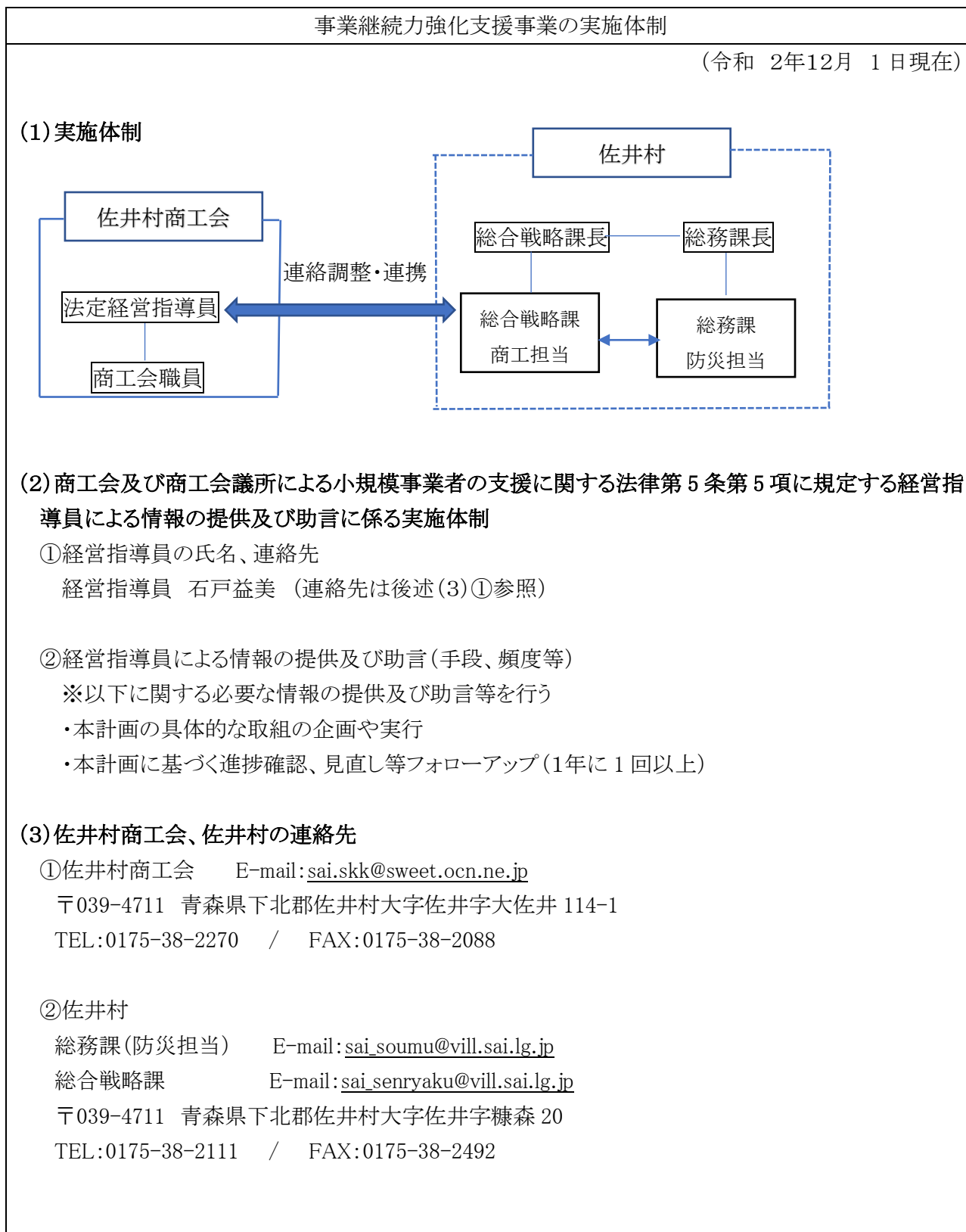
佐井村		単位	(1)太平洋側 海溝型地震	(2)日本海側 海 溝型地震	(3)内陸 直下型地震
最大震度			6弱	5強	5強
人的被害	死者数	人	*	*	*
	負傷者数	人	10	*	*
建物被害	全壊棟数	棟	10	—	—
	半壊棟数	棟	110	20	*
ライフライン被害	水道断水人口	人	690	—	20
	下水道機能支障人口	人	50	—	20
	電力停電軒数	軒	850	—	*
	避難者数(直後)	人	600	—	230

※数値の表示方法:「—」は0、「*」はわずかな被害(5未満)「5以上1000未満」は一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入。

※(1)(3)は平成24・25年度調査、(2)は平成27年度調査の数値

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	50,000	50,000	100,000	50,000	100,000
・セミナー等開催費	0	0	100,000	0	100,000
・チラシ等作成費	50,000	50,000	0	50,000	0

調達方法
会費収入 事業収入 補助金等